

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

医療
国民健康保険、後期高齢者医療保険の人が対象
高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日から、高額な外来診療を受診した場合、「限度額適用認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

▼事前に申請が必要な認定証
限度額適用認定証（非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）

▼申請方法 保険証と印鑑を持参のうえ、役場保険年金課へ手続きする

▼申請の注意点
原則として次の世帯には、認定証は交付されません。

- 国民健康保険（70歳未満）
- 確定申告をしていない人がいる世帯
- 国保税を滞納している世帯
- 国民健康保険（70歳以上）
- 確定申告をしていない人がいる世帯

・国保税を滞納している世帯
・所得区分が現役並み所得世帯および一般世帯
・後期高齢者医療保険（75歳以上）
・所得区分が現役並み所得世帯および一般世帯

▼問合せ 役場保険年金課 47-5020

認定証作成
事前①申請
②交付

高額な外来診療を受けたとき
③提示
窓口支払いが一定上限額に
※窓口支払いの上限額（月当たり）は、所得に応じて異なります。

これまで、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はありません。

福祉
母子・父子家庭や父母のいない児童が対象
入学・進学支度金制度

町には、母子・父子家庭や父母のいない児童に対して入学・進学の支度金を支給する制度があります。

▼対象 母子・父子家庭の児童または、父母のいない児童

▼支給額
小学校入学（平成17年4月2日〜平成18年4月1日生まれ）1万円
中学校入学（平成11年4月2日〜平成12年4月1日生まれ）1万5,000円
高等学校進学（平成8年4月2日〜平成9年4月1日生まれ）2万円

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む

※申請書は、役場福祉課にあります。

▼申請締切 4月27日

▼申請・問合せ 役場福祉課 47-5023

福祉
一時的に介護が困難な場合にご利用ください
日中一時支援のお知らせ

町では、日中一時支援事業を行っています。

▼対象 町内に居住する、在宅の心身障害児（者）で65歳未満の人

▼内容 一時的に家庭での介護が困難になった場合、登録介護者、またはサービスターションに介護を委託できる

※費用の一部負担があります。

▼申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて申請する

※申請用紙は、役場福祉課にあります。

▼申請・問合せ 役場福祉課 47-5024

福祉
料金は無料です。ぜひご利用ください
児童館利用申込みの受付を開始します

児童館では、平成24年度の登録児童の申し込みを受け付けます。

▼利用時間
一般児童 放課後午後5時（放課後自由）児童館を利用できます
留守児童 放課後午後6時30分
※学校から帰宅後、自宅に保護者がいない児童が対象です。

※家族の人が迎えに来てください。

▼登録方法 児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む

▼申込・問合せ
南児童館（長柄小学校北）
88-12258
北児童館（高島小学校東）

88-13715 中央児童館（中野小学校北）
88-16135 東児童館（中野東小学校北）
88-13360

申し込みについては、各児童館で随時受け付けています



福祉
清掃活動に参加してみませんか
クリーンハイク多々良沼

クリーンハイク多々良沼実行委員会では、多々良沼の自然を守るため、クリーンハイクを行います。

▼期日 4月8日

※雨天の場合は、4月15日⑨に順延。

▼時間 午前9時〜10時30分

▼集合場所 多々良沼公園駐車場

▼内容 沼底の清掃（水のない場所）
※温かい飲み物なども用意して、お待ちしています。

▼持ち物 長靴、軍手など

▼問合せ 役場生活環境課 47-5019



募集
入居者は公開抽選で選定します
町営住宅の入居者募集

町では、町営住宅の入居者の募集を抽選により行います。

▼入居資格（収入制限あり）
①町内に住所のある人、または町内に勤務場所のある人

②住宅に困窮し、親族と同居する人

③市町村税などに滞納がない人など（その他にも条件があります）

▼募集住宅

壱堀町営住宅・間取り3K（4戸）
大黒第二町営住宅・間取り2K（1戸）

※大黒第二町営住宅については、条件により単身者も申し込みができます。

▼募集期間 3月12日⑨〜30日⑨

▼申込方法 直接申し込み

▼持ち物 印鑑

▼申込・問合せ 役場土木課 47-5029

届出
森林法の改正で4月から届出が義務化
森林の所有者届出制度がスタート

森林法の改正により、4月以降に森林の土地所有者となった人は、市町村長へ事後届出が義務付けられました。

▼対象 個人、法人を問わず、売買や相続などにより、森林の土地を新たに取得した人

▼届出期間 森林の土地所有者となった日から90日以内に届け出る

※取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出方法 所定の申請用紙に記入して直接申請する

▼届出・問合せ 役場産業振興課

47-5027、県政課 027-226-3216



取得した森林の土地の面積に関わらず、届出をしなければなりません